

## 保険薬局への無料低額診療事業に関する請願署名

### 【請願趣旨】

わが国は国民皆保険制度にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療にかかれない方も少なくありません。そのような方に対しては、社会福祉法第2条3項9の「生活困窮者に対して無料又は低額な料金で診療を行う事業」（いわゆる無料低額診療事業）を実施している医療機関において診療を受けることができます。

しかし、医薬分業が進展する昨今においても保険薬局は無料低額診療事業の対象事業所になれないことから、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関を受診された患者のお薬の自己負担は、その対象となっていません。

私ども全日本民主医療機関連合会（民医連）では、これまでも無料低額診療事業を所轄する厚生労働省社会援護局に対して対象事業所の拡大を申し入れしてきましたが、実現には至っていないのが現状です。

この間、高知市や旭川市、青森市ではこの状況に対して、市の独自事業として無料低額診療事業を受けられた患者の保険薬局での薬代の助成を実施されています。

つきましては、院外処方箋をもらわれた患者においても安心して無料低額診療事業が受けられるよう、以下のことを請願します。

### 【請願項目】

1. 貴議会より国に対して保険薬局も無料低額診療事業の対象となるように働きかけていただきたいこと。
2. 保険薬局が無料低額診療事業の対象となるまでの期間、貴自治体においてお薬代の助成制度を設けていただきたいこと。

氏 名	住 所

### 取り扱い団体

大阪民主医療機関連合会、(有)大阪ファルマ・プラン、(株)にじ、(有)風宇  
 (財)淀川勤労者厚生協会、よどがわ保健生活協同組合、此花博愛会、福島医療生活協同組合  
 生活協同組合ヘルスコープおおさか、なにわ保健生活協同組合、南大阪生活協同組合、  
 きづがわ医療福祉生活協同組合